

山 監 第 N 3 1 0 4 - 5 号

平成 2 6 年 (2014 年) 6 月 1 3 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

- 1 措置の内容
別紙のとおり

平成25年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(成長戦略室関係)

1 文化会館

[問題点 行政財産管理について]

文化会館使用申請に基づく使用料の歳入及び調定処理に一部誤りがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

- (1) この度の歳入・調定誤りの根本的な原因は、会館使用料明細書の中に本来あるべきではない、利用者から業者への支払いの額(音響・照明管理費)が含まれていたことにあると考えます。そこで、会館使用料明細書を改め、明細書では会館使用料のみを提示するように改善しました。また、音響・照明管理費については、利用者と業者の間で振込みによる支払いを原則とし、会館は関与しないことといたします。
- (2) 使用料の計算については、以前からも2人以上での確認を実施しておりましたが、明細書に押印欄がなかったため誰がチェックしたのか分からず、責任感のないチェックになっていました。そのため、使用料明細書に作成者と確認者の押印欄を設けました。
- (3) 使用料を受領する際は必ず複数での受領・確認を実施いたします。

今後も事務処理に誤りのないよう、適切な処理に努めてまいります。